主 文

原告らの請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実

第一、当事者の求めた裁判

一、原告ら

1、原告らが被告に対し、雇傭契約上の権利を有することを確認する。

2、被告は原告 a に対し、金七万六、四七六円ならびに昭和四五年三月から本件口頭弁論終結時まで毎月一六日限り一か月金三万八、二三八円宛及び毎年八月一五日に金四万五、一〇〇円宛、毎年一二月末日に金六万二、二三一円宛を、原告 b に対し金九万一、三六二円ならびに昭和四五年三月から本件口頭弁論終結時まで毎月一六日限り一か月金四万五、六八一円宛、及び毎年八月一五日に金五万三、〇〇〇門宛、毎年一二月末日に金七万三、五九〇円宛をそれぞれ支拡え。

- 3、訴訟費用は被告の負担とする。
- 4、第二項につき仮執行の宣言。

二、被告

1、主文と同旨の判決。

2、原告らに仮執行の宣言があるときは、担保を条件とする仮執行免脱の宣言。 第二、原告らの請求の原因

一、被告は日本赤十字社法に基づく法人で、唐津赤十字病院(以下本件病院という。)を経営しているものであり、原告らは本件病院が設立された昭和三二年一〇月一五日に被告に雇傭された。原告a(以下原告aという。)は庶務課下足係、看護婦助手、給食課配膳係として勤務後昭和四一年一〇月一日から看護助手(清掃、洗濯など担当)として、原告b(以下原告bという。)は看護部看護助手、給食部配膳係を繰かえし勤めた後、昭和四三年四月一日から配膳係として勤務していた。二、原告らは昭和四四年一二月一日付書面で、本件病院から、やむを得ない事業上の都合により解雇する旨の通知を受けた。

三、右の通知による解雇(以下本件解雇という。)は次の理由により無効である。 (一) 本件解雇当時本件病院は被告の他の病院(例えば高山、長崎原爆病院、横 浜、大森、大分の各病院)に比較して人員過剰でなく、従つて人員整理の必要性は 存在しなかつた。公的医療機関である本件病院においては直接患者へのサービスに 影響する人員整理は慎重でなければならぬ。

(二) 本件は病院が経営不振であつたのは、医師不足による受診患者の減少、綜合病院としての体制不備が原因であつて、経営者としては、経営不振を打開する方策を尽してからでなければ、労働者の解雇をしてはならないのに、被告においては、医師確保、綜合病院として体制確立等の方策をとり、原告らの解雇を避けるべき努力をすることなしに、直ちに本件解雇の措置に出たもので、かかる解雇は許されない。

(三) 本件病院は自然減によつて人員整理を実現する基本方針であつたので、整理に当つての確たる具体的な整理基準を示すこなく本件整理を行つたものである。

(四) 人員を削減する場合でも、希望退職の募集、配置転換など、解雇以外に人員整理の目的を達し得る方法を講ずべき信義則上の義務があるのに、本件病院は、右のような措置を講じることなく本件解雇を行つた。

(五) 本件病院は具体的な整理基準も設けず、整理完了の時期も定めずに、単に肩たたき程度の退職勧奨をした程度であり、本件病院にとつて人員整理の必要性はなかつた。人員整理をする場合には、整理しなければならない客観的、合理的な必要基準の定立、明示、実施が要求されるのであり、これを欠く本件病院の整理案は解雇を前提とするものではなかつた。ところが、あえて原告ら二人を含む四人に対し退職勧奨に応じない場合は解雇するという本件病院のやり方は労働協約上も就業規則上も定められていない定年制の実施を合理化に籍口して実現しようとするものである。

解雇の人選に当つては、通常非能率者、勤務成積不良者などの基準が用いられる。ところが本件病院は前記基準について全く検討することもなく、原告らを解雇したのは、解雇の基準に妥当性を欠くもので、従前から退職勧奨が行われていたことをもつて正当化できるものではない。退職勧奨はあくまでも任意退職を前提とす

るものであつて、他に合理的な基準を検討することなくなされた本件解雇は解雇権 の乱用であり無効である。

本件病院においては、男子六〇歳、女子五五歳を超えた者に退職を求めて (六) 本件において五年の差を設けることを合理的ならしめる程、男女間の労働 能力に差があるものとは認められない。原告らは自己の仕事を誠実につとめ、若い 人に劣るようなことはなかつた。性別による差別待遇をする本件解雇は無効であ る。

原告らは全日本赤十字労働組合連合会に加盟している唐津赤十字病院従業 (七) 員組合(以下日赤労組という。)の組合員であるところ、本件病院においては昭和 三七年七月唐津赤十字病院新労働組合(以下新労という。)が結成されて以来、職 場において日赤労組合員に対してさまざまな形の攻撃が加えられていたが、原告ら に対する本件解雇は人員整理に籍口して日赤組合員である原告らを排除しようとし た不当労働行為である。

(八) 本件解雇について本件病院は日赤労組と誠意ある協議を尽していない。人 事委員会では退職勧奨に応じない者は解雇するという提案がなされ、それ以前の組合と病院の交渉のなかでは赤字が生じたから解雇するというだけで経理内容も明ら かにされず、一方的に病院の解雇方針を固執して組合に無条件同意を求めるものに すぎなかつた。合理化の基本構想つまり被告が昭和四四年三月七日に作成したとい う合理化計画は明らかにされず、解雇基準も示されなかつた。そして人事委員会においても、原告らが退職勧奨を拓否した場合は解雇するという本件病院の提案は結 論がでないまとで本件解雇は行われたものであって、解雇が被雇用者の生存に重大な脅威を与える可能性が生ずる限り、誠意ある協議を経て、労働者側を納得させるだけの努力をなさなかった本件解雇は解雇権の乱用といわれるべきものである。 四、被告の従業員に対する賃金は、当月分の賃金が、毎月一六日に支払われるこ になつており、また別に夏季手当、期末手当が毎年遅くとも八月一五日及び一二 末日までに支払われている。そして本件解雇当時原告aの賃金は月額三万八、二三八円、夏期手当は金四万五、一〇〇円、期末手当は金六万二、二三一円であり、原告bの賃金は月額金四万五、六八一円、夏期手当は金五万三、〇〇〇円、期末手当は金七万三、五九〇円である。これらの賃金及び夏期手当、期末手当は本件解雇が無効であるならば、原告らは当然被告に請求し得べきものであるにもかかわらず、被告は原告らに対して昭和四四年一二月分までの賃金を支払つて以後、一切の賃金を支払ったい、被告が原来よ賃金及び夏期手当、期末手当を原告に支払ったい。 を支払わない。被告が将来も賃金及び夏期手当、期末手当を原告らに支払わないこ とは明らかなので、原告らは各自被告に対し、昭和四五年一月から同年二月までの 賃金合計それぞれ金七万六、四七六円、金九万一、三六二円および同年三月から本 件口頭弁論終結時までの賃金、夏期手当、期末手当の支払を求める。 五、よつて原告らは、原告らが被告に対し雇傭契約上の権利を有することの確認

ユ、るって派ロらは、派ロらが版百に対し権哺笑約上のと、前記賃金及び夏期手当、期末手当の支払を求める。 第三、請求原因に対する被告の答弁 一、請求原因一項、二項の各事実は認める。 一、同三項の本性解展が無効であるとのでではいずかよ

こ、同三項の本件解雇が無効であるとの主張はいずれも争う。

三、同四項の中賃金、夏期手当、期末手当の支払時期、原告らの解雇時の各賃金 額、原告らの昭和四四年度の夏期手当、期末手当の額、並びに昭和四五年一月以降 原告らに対し賃金の支払をしていないことはいずれも認めるが、その余は争う。 四、同五項は争う。

第四、被告の主張

一、本件病院は昭和三二年一〇月一五日開設された現在病床数二七〇床(ほかに伝 染病床六〇床)の病院であるが、被告の経営する他の病院と同じく、独立採算制が 取られており、人事についても課長以下の従業員の任免は院長に一任されている。
二、昭和四二年において、本件病院の経営は赤字を生ずるにいたり、その額は昭和 四二年度金一、〇五四万円、昭和四三年度金二、七九四万円、昭和四四年四月一日から同年一二月末日までの期間に金四、六二二万円となり、本件病院は運転資金に 窮するようになった。

三、本件病院では昭和四〇年以降、従業員中男子六〇歳、女子五五歳を超えた者に 対し退職を勧奨して退職せしめてきたが、昭和四四年三月末現在における従業員数 は二二二名で、うち医療行為に直接関係のない部門(間接部門)に属する従業員は 九五名であつて病院の規模よりみて、間接部門の従業員数が過剰であつた。前記の とおり経営が悪化し、経営を合理化する必要から昭和四四年三月はじめ本件病院と しては間接部門の従業員中二五名を整理することを決定した。

四、本件病院では医師が不足していたので、その充足に努め、またテレビレントゲンを設置し、整形外科の診療棟を増築するなど、医療機械の整備、施設の改善を計り、さらにリハビリテーションの設備をする等して来院患者数の増加及び診療単の引上げに努め、医業収入の増加を計ると共に、材料を安価に買入れるべく努力と程費を極力切りつめ支出の抑制をはかつてきた。しかしながら全国的に勤務医の足した時期であること、本件病院の地理的条件が不利であること、本件病院の前身である唐津市立病院が結核専門病院として発足したものであったが、治療法の進步である唐津市立病院が結核専門病院として発足したものであったが、治療法の進歩である唐津市立病院が結核専門病院として発足したものであったが、治療法の進歩である唐津市立病院が結核専門病院として発足したものであったが、治療法の進歩である唐津市立病院が結核専門病院として発足したもの増大を計る事は困難であるよりに直接関係ので、本件病院の経営不振は一時的な医師不足などという単純な理由によるものである。

六、原告らは請求原因三項の(一)において、高山、長崎原爆病院、横浜、大森、大分の各日赤病院と対比し職員数を論じているが、本件病院が有していた伝染病棟六〇床は殆んど使用されていないのであり、これを除外すると、本件病院と前記名のメデイカルセンターであつて診療単価が高く、長崎原爆病院はその特殊性により膨大な赤字を常時国または地方公共団体からの援助によつて補填してきているのであるから、本件病院と比較の対象になるものではない。本件病院は他の赤十字病院或いは国立病院に比し病床数に対する従業員の数が過大であつた。国立病院にお立ては、借入金の利息を損金に計上しないなど赤十字病院に比し損益計算上有利地区の国立病院はいずれも赤字であるが、これらの病院すら本件病院より従業員数は少い

七、病院を健全に経営するには人件費は医業収入の四五%以下でなければならないとされているが、本件病院では四三年度四八・八%、四四年度五五・八%に上こる。医療費改訂、患者増加などによる収入増加見込と、ベースアツプなどによる収入増加見込と、前記比率はであるおそれがあった。大きは清水原因三項の(六)において、性別による差別待遇である主張である。東告らの職種はいずれも所謂単純労働であつて、その作業は短期間にとって、年月の経過と共に大きく熟練の度を加えてゆく性質のものではない。支払やは年功序列式の賃金体系をとつているのであるから、提供される労働ととはおいる所であるとはない。普通対象に対する反応時間等よりみて、その体力は男子に比し著し、大の差は加齢によって縮まることはない。普通対象に対する反応時間、その差は加齢によって縮まることはない。普通対象に対する反応時間、

骨組織等はむしろ女子の方が加齢による影響が大である。かくて女子の五五歳の生理的機能は男子の七〇歳に匹敵するとされている。病院では男女による賃金の差別はないのであるから、単純労働に従事する女子が五五歳ともなれば、男子五歳の場合はもとより六〇歳の場合よりもさらに賃金の労働力のバランスは大きく前であるとになるが、本件病院においては前記のように崩れたバランスを配転しまるであるとになるが、本件病院が従来とつてきた男子六〇歳以上、女子五五歳以上の高齢者に対する退職勧奨が大きな異論なく受け入れられてきたにつむては、は当する女子がいずれも原告らと同じく単純な肉体労働に従事するものであるものであり、すると、大子五五歳以上とされている。)赤字に悩む病院が人員整理のため解雇基準を設定するについては、賃金に比し提供される労働の少いものを選択があるはやむを得ないところであり、被告が設けた解雇基準については合理的理由があった。

九、原告らは請求原因三項の(七)において、不当労働行為を主張するが、原告らは日赤組合員ではあるが、特に組合活動家というわけではなく、本件人員整理に当り、本件病院が指名して退職を求めた高齢者は四名であり、原告ら二名の他の二名は新労に所属していた従業員であつて、本件解雇は原告らが日赤組合に所属していたために解雇したのではないから不当労働行為にはあたらない。 第五、被告の主張に対する原告らの認否

新丑、版台の王振に対する原台の配合 被告の各主張事実はいずれも争う。

第六、証拠(省略)

理 由

一、請求原因一項及び同二項の事実は当事者間に争いがない。

二、昭和四四年一二月一日当時本件病院は経営が悪化し、人員整理をすることが事実上やむを得なかつたかどうかについて検討する。証人 c の証言により成立を認めることができる乙第四号証(損益計算書)、第七ないし第一一号証(合計残高試算表)、証人 d 、同 e の各証言により成立を認めることができる乙第五号証(申次別収支一覧表)、第三四号証(開設以来と認めることができる乙第三三号証(年次別収支一覧表)、第三四号証(開設以来の年次別損益一覧表)、第三五号証(職員数推移表)、第三六号証(職員一人中日当り患者取扱数調)、第三七号証(国立病院職員一人一日当り患者取扱数調)と証人 g c 、同 c 、同 g (第一回ないし第三回)、同 f (第一、第二回)、同 h の各証言を総合すると、

(二) 本件病院管理当局(院長、副院長、部長ら)は前記 e 医務課長らから本件病院の経営改善の必要性を指摘され、(正式書面は昭和四四年六月一七日付日本赤十字社副社長から同社佐賀県支部長宛唐津赤十字病院の経営改善についてと題する書面でなされた。)昭和四四年三月以降の収入の増加と経費の節減の諸対策を検討し、その一環として、人事の合理化計画を策定した(乙第二八号証)。その内容は昭和四四年三月末現在における従業員二二二名のうち医療行為に直接関係のない間

接部門に属する従業員が九五名であることは本件病院の規模からみて間接部門の従業員が過剰であるので、この間接部門の従業員中二五名を整理しようとするものであった。

(三) そこで本件病院は昭和四四年三月一〇日頃、i院長名で男子六〇歳以上、女子五五歳以上の従業員を対象に、申込期限を同月二〇日までとする退職勧奨(俸給、役付手当及び扶養手当の月額合計額の四ケ月分を特別退職金として給付する条件)を公表し、自主的退職者を募つたが、応募を申し出る者がなかつた。

(四) 同年一○月一六日、訴外 h が国立小倉病院内科医長兼がんセンター部長を退任して本件病院の院長に就任し、前院長の策定した経営改善の方策を踏襲し、各種の努力を重ねたが、同年四月以降も収支の差損が累積し(同年四月一日から同年一二月末までの額は金四、六二二万円、昭和四五年三月までの昭和四四年度分は金四、八三一万七、三五四円に達した。)本件病院は運転資金にも窮するようになり、買掛金の延払等により一時をしのでいたが、このまゝ推移すると、本件病院の存続もあやぶまれるにいたつた。

(第一回)により成立を認めることができる乙第三号証(老齢者退職実績表)、同証言(第三回)により成立を認めることができる乙第五五号証(高齢者退職調査表)、f証言により成立を認めることのできる乙第二八号証(合理化計画について)、第四一号証(退職勧奨について)、第四五号証(山口赤十字病院宛照会と回答)と前記 c 証言、g 証言、 f 証言、 h 証言ならびに前段認定の事実によれば、

(一) 昭和四四年二月、被告本社医務課長らによる本件病院の経営診断の結果経営改善の必要の指摘を受けた本件病院においては、庶務課長をして各部の責任者の意見を斟酌して従業員の人員削減案を作成させ、同年三月一日企業合理化計画(乙第二八号証)を作成した。右計画は看護助手Aの現数七を六に、看護助手Bの現数一二を八に、給食課配膳労務員の現数一〇を八にそれぞれ改めるものであつた。

(二) 本件病院においては昭和四〇年から男子六〇歳、女子五五歳を超えた従業員は退職を勧奨して退職せしめることとし、昭和四〇年四月一〇日これに該当する男子四名、女子三名、昭和四三年三月三一日五五歳を超えた女子三名の退職があつたが、前記(一)の計画実施に当つても、従前の基準に従つて昭和四四年三月一〇日該当者である原告ら二名(原告aは大正二年六月四日生、原告bは大正二年七月二三日生)と他の男子従業員二名に対し退職を勧奨し、同時に日赤組合及び新労に対し退職勧奨についてと題する書面(乙第四一号証)で通知した。

対し退職勧奨についてと題する書面(乙第四一号証)で通知した。 (三) 右申込期限である同年三月二〇日までには右該当者の誰からも退職の申込がなく、そのため本件病院管理当局は、その後は右該当者ならびに退職の可能性があると思われる他の従業員に対し本件病院の経理の窮状、人員整理の必要についての理解を求め、自発的退職のなされるよう個別的交渉ならびに日赤組合及び新労との各団体交渉を行つた。本件病院としては、従業員のため急激な手段をさけ、新規採用を取りやめ、自然減員により整理の実をあげることとした。

(四) 六〇歳を超えた男子従業員及び五五歳を超えた女子従業員に対しては、高齢者退職の慣行がようやく確立されつつあつた当時、これに該当する者の退職がないときは、他の従業員に対して病院経営の危機を説いて退職を求めても、その動物にあることを説明し、かつ当時厚生年金保険法に基く老齢年金の受給資格に達していなかつた原告らに対しては、原告らの退職後臨時雇として再雇傭すべき事も提示して交渉を続けたが、同年一一月末日にいたつても、原告らの時属するもはにおいたのでに退職の意思表示されなかった(六〇歳を超えた男子従業員二名からは同日おいては、三回、前記男子該当者の所属する新労との間においては一五、六回の団体交渉が行われ、本件病院当局者は右の事情を説明し、協力を求めた。

(五) 同年一一月二八日本件病院で開かれた人事委員会において、前記高齢者退職基準該当者で同日までに退職の意思を表示していない四名について、事業上の都合によりこれを解雇する案を審議し、出席した委員六名の意見が賛否同数であり、委員長である病院長が提案の趣旨によつてやつていくと決定した。

(六) 右の人事委員会審議後念のため行われた説得により同月三〇日前記六〇歳を超えた男子従業員二名から退職の意思表示があり、原告ら二名はこの説得にも応じなかつたことから、同年一二月一日被告において原告らの人事権を有していた本件病院長は原告ら二名に対し事業上の都合を理由とし、同月末日限りで解雇する旨の本件解雇通知を発した。

以上の事実が認められ、証人oの証言及び原告ら本人各尋問の結果中右認定に反する部分は前記各証拠に照し措信できず他に右認定をくつがえずに足る証拠はない。原告らは本件解雇は、確たる具体的整理基準を示すことなく、かつ希望退上のの第集、配置転換など解雇以下の方法を講ずることなり、解雇の基準は妥当性を欠りしたものであり、解雇の基準はの変化にとおりに主張するが、本件病院の立地条件、設立の沿革と客観的環境の変化にとおりと主張するが、本件病院の経営が悪化していた事実は前段認定のとおりの生活が悪化していた事実は前段認定のとおりの指置を関係の余地のない原告らについて本件解雇にいたるまでもはいてもは、これを無効としてがであると主張のような瑕疵を認めることはできない。五、原告らは本件病院において男子六〇歳、女子五五歳を超えた者に退職を求めてあると、性別による差別待遇であり、本件解雇は無効であると主張するが、成立

に争いのない乙第四八号証(骨組織の加齢に関する研究)、第五〇号証の一、二 (筋力の性差について)、第五一号証(血液学における加齢の問題)、第五二号証 (加齢による視覚単純反応時間の変化)、第五四号証(女子の定年制)、第五七号 証の一、二(日本人の体力)によると、女子は骨格、筋力、赤血球数、血色素量、 反応時間等からみてその体力は男子に比して劣つており、二五種の生理的機能検査 の結果を平均値で年齢毎に表わすと、女子は五〇歳から五五歳までの間において生 理的機能が著しく低下し、五五歳の女子の機能は七〇歳以上の男子のそれにほぼ等 しいものとされていることが認められる。右の事実と本件病院における原告らの職 種は所謂単純労働であつて、その作業は短期間に習得でき、年月の経過と共に熟練の度を加えてゆく性質のものでないこと、本件病院においては年功序列式の賃金体系をとつているので、提供される労働と支払われる賃金は年月の経過と共に次第にバランスを失つて行くことを併せ考えると、本件解雇の際の整理基準は本件病院の実情に照し合理性があると解するのが相当であり(山口赤十字病院における昭和四四年度退職勧奨による退職者も同じ基準であつたことは乙第四五号証の一、二により推認できる。)、従つて男女差別は公序良俗に反するから本件解雇は無効であるとする原告らの主張は採用しない。

六、原告らは本件解雇は日赤組合員である原告らを排除しようとした不当労働行為であると主張する。原告らが日赤組合員であることは当事者間に争いがなく、前記言によれば、昭和三七年ごろ本件病院に所謂新労が結成され、当時日赤労組に所属する従業員に対し組合脱退の働きかけが行われ、日赤労組員が激減した事実認めることができるが、原告らが組合活動家であつたことを認めるに足る証拠もなく、かつ、被告が原告らを組合活動家と目していた事実を認めるに足る証拠もなく、かつ、従己認定のとおり、原告ら二名と共に高齢者として退職勧奨を受けた二名の男子従業員がいずれも新労所属であつたことに徴すると、本件解雇は所属組合によって差別するにとなく行われたものと認めるのが相当であり、従つて不当労働行為であるとあり、従って不当労働行為である原告らの主張は採用しない。

七、原告らは本件解雇は解雇権の乱用であり、信義則違反であると主張するが、被告が赤十字奉仕の精神を基本とする公的医療機関であることを考慮しても、前段認定の事実と経過によつて行われた本件解雇は原告ら主張の事情あるの故をもつて解雇権の乱用、信義則違反というに該らないので、この点の原告らの主張も採用できない。

八、そうすると、有効になされた解雇通知により、予告期間の経過した昭和四四年 一二月末日かぎり原告らは被告との間の雇傭契約上の権利を失つたものであり、従 つてその権利の存在を前提とする原告らの被告に対する本訴請求はいずれも理由が ないことに帰し、棄却をまぬがれない。よつて訴訟費用の負担について民事訴訟法 八九条、九三条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 境野剛)